

福島地方法務局からのお知らせ

第3回「誰が相続人になるの?②」

Q 先日夫が亡くなりました。私たち夫婦の間には子供がいないのですが、夫の弟が遺産を分けて欲しいと言っています。夫の弟にも相続権はあるのでしょうか?

A 亡くなった方(被相続人)が遺言を残していない場合、民法で定められている優先順位により相続人が決まることは前回お話ししたとおりです。被相続人の子(孫)や父母(祖父母)がいれば兄弟姉妹に相続権はありませんが、いずれもないときは、第3順位の兄弟姉妹が被相続人の配偶者

と共に相続人となります。被相続人より先に兄弟姉妹が亡くなっている場合は、甥姪の一代に限り代襲相続人となります。

ただし、被相続人に婚外子や先妻との間の子がいる場合は、その子が相続人となりますので、相続人を確定させるにはしっかりと戸籍を調べる必要があります。

今回は、第4回「遺言書が争いを防止する?」をテーマにご案内いたします。

問 福島県司法書士会 ☎024-534-7502
福島地方法務局 ☎024-534-2045

「防災タウンページ」について

日ごろからの備えや災害時の行動のポイントを盛り込んだ「防災タウンページ 福島県版」がNTTタウンページ(株)から発行され、1月に「タウンページ」と一緒に県内の全住戸・全事業所に届けられました。付録として「公衆電話+避難所マップ」も付いていますので、災害発生時はもちろん、いざとい

う時に備えて確認しておきましょう。

問 タウンページセンタ ☎0120-506309
受付: 平日 午前9時~午後5時
定休日: 土・日・休日

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」
福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】職場体験実習“大人のインターンシップ”参加者大募集!!

就職活動に一步が踏み出せず不安、未経験の職種にチャレンジしてみたいけど自分に合うかわからない…。そんな方、必見!!県内440以上の登録事業所の中から興味のあるお仕事を体験できるチャンスです。求人票だけではわからない職場を自分で見て、聞いて、やってみる。そんな体験型の就職活動はいかがですか。是非お気軽にお問合せください。

※お申し込み随時受付中!

- 体験期間 1~3日 (見学だけでもOK)
- 体験時間 体験先の所定労働時間内(8時間以内)



- 体験内容 体験先の事業所が営む業務の体験
- 体験先 職場体験実習登録事業所

※詳しくはお問い合わせいただくか、チラシまたはホームページをご覧ください。

問 ホームページ 働きたいネット 検索
福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口
(広野町役場産業振興課内)
☎0240-23-5586 FAX0240-23-5587



農業後継者の修学を支援 ~就農5年で奨学金返還の債務を免除~

広野町では、農業振興と農業後継者確保のため、その修学に必要な資金(奨学金)を貸付けし、農業経営の安定と優れた農業担い手の育成を図ることを目的に、広野町農業次世代人材育成奨学金貸付条例を制定しています。

この申請に関する詳細は、産業振興課までお問い合わせください。

問 産業振興課 ☎0240-27-4163

広野町農業次世代人材育成奨学金貸付条例の概要

施行期日	平成30年4月1日		
貸付対象	条件 (①~④のいずれにも該当する者) ①広野町に住所を有する者の子弟で、高等学校または農業関係の大学などに進学した者 ②将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者 ③心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者 ④広野町ならびに国、県または他の団体から同種類の奨学金の貸与または給与を受けていない者		
対象学種	高等学校	大学など	福島県農業総合センター農業短期大学校または道庁県農業大学校など
貸付金額	月額 10,000円	月額 40,000円	月額 15,000円
貸付方法	四半期ごとに年4回		
返還方法	卒業の月の1年後から10年以内に貸付けを受けた奨学金の全額を半年賦で返還		
返還利息	無利息		
返還猶予	条件	年数	
	(1)就農したとき (2)農業以外の職に就いたとき、その他特別の事由があると認められたとき。 ・就農に必要な専門知識および技術取得などを目的に就学または農業以外の職に就いたとき。 ・就農を目的に公的施設または海外などで研修を受けるとき。 ・その他特別な事由の全てが就農目的であると認められるとき。	5年 3年	
返還免除	条件	内容	
	就農から引き続き5年間農業に基幹的に従事したとき、若しくは農業経営の補助者として従事したとき。	奨学金返還の債務を免除	
返還金減免	条件	内容	
	(1)本人が死亡したとき。 (2)就農後5年以内に農業以外の職に就いたとき。 【例】大学4年間の間、奨学金を借り受けた者が、就農後3年で農業以外の職に就いた場合の減免額と返還金 月額 40,000円×4年間の月数 48月=1,920,000円(借受額) 就農月数 36月 ÷ 60月 × 借受額 1,920,000円 = 1,152,000円(減免額) ⇒ 返還金は、768,000円	全額 一部	
	(3)災害その他特別の事由により返還が困難と認められるとき。	一部または全額	

平成30年度 県民健康調査「こころの健康度・生活習慣に関する調査」のご案内

福島県立医科大学では、住民の方の「こころ」や「からだ」の健康状態をおうかがいし、必要に応じて適切なケアや支援をさせていただくために、調査を実施しております。普段の生活では気づきにくい「こころ」や「からだ」の変化について、チェックできる機会にもなります。皆さまには積極的なご回答をお願い申し上げます。

なお、平成31年8月末までにご回答いただいた方には、結果通知書をお返ししております。また、ご家族やご友人の方にご回答のご協力をお声がけいただければ幸いです。

対象者	平成30年4月1日現在住民登録のある方など
発送時期	平成31年2月上旬より発送予定
回答方法	郵送またはオンライン(スマートフォン・パソコンによる)回答

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5170
午前9時~午後5時(12月29日~1月3日 土日祝日を除く)